(参考1) 主な処置料の自主点検項目

□処置については、適宜、医学的な必要性、有効性の評価を行い、長期に漫然と実施しないよ
うに留意しているか
□処置、特に術後創傷処置・皮膚科軟膏処置における寵囲の記載不備はないか
□創傷処置・術後創傷処置では診療開始日から治癒日まで同一点数はないか
□創傷処置について創傷の治療による患部範囲の縮小に伴った減点をしているか
□手術に伴って行われた処置・検体採取の算定はないか
□保険医療材料(傷病名との関係)・酸素(単価の誤り)等の算定不備はないか
□病名等から創傷処置など範囲が明確になっているか
□点数表の創傷処置範囲に応じた算定をしているか
□診療内容、傷病の治癒範囲に応じて段階的に創傷処置など範囲が縮小されているか
□処置を実施したことおよび処置した範囲を診療録等に記載しているか
□熱傷処置「1」について、診療録に熱傷深度の記載あるか
□重度褥瘡処置について、診療録に創傷面の深さおよび広さの根拠が記載されているか

(出典 「保険診療における指導・監査」厚労省ホームページ資料より編著者が抜粋作成した)